

# 令和3年度熊本県新型コロナウイルス感染症流行下における 介護サービス事業所・施設等の感染防止対策支援事業概要

※ 本書において、以下のとおり事業概要及び申請（請求）に係る留意事項について記載しておりますが、短期間での事業実施となりますので、申請（請求）に当たっては、内容や申請先の誤り等が無いよう、別途、県ホームページ掲載の「国実施要綱」、「県交付要項（別表含む）」、「申請（請求）先・申請（請求）方法等：フローチャート」等により必ず詳細を確認して準備いただきますようお願いいたします。

なお、現在、受付・審査体制等の準備中ですので、各種お問い合わせ及び各申請先（県国保連または県）への申請（請求）については、控えていただきますよう御協力をお願いします。

## 【事業概要】

### 1 事業内容（目的）

新型コロナウイルス感染症への対応として介護サービス事業所・施設等が、感染防止対策を行いつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、令和3年（2021年）10月1日から同年12月31日までの感染症対策に要する費用（かかり増し経費）について、直接的な支援を行うことを目的として、介護サービス事業所・施設等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。

なお、当該事業は、令和3年（2021年）4月から基本報酬に0.1%を特例的に上乗せして報酬が支給されていた措置が令和3年（2021年）9月末で終了したことに伴う代替措置として実施するものとする。

### 2 対象となる介護サービス事業所・施設等

上記1を踏まえ、以下の（1）～（5）を総称して「介護サービス事業所・施設等」とする。

#### （1）通所系サービス事業所

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所

#### （2）短期入所系サービス事業所

短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

#### （3）訪問系サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、居宅療養管理指導事業所

#### （4）多機能型サービス事業所

小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所

#### （5）施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所

※1) 以上の事業所・施設等については、申請（請求）時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含みます。

※2) 以下に掲げる事業所・施設であって、国直接執行の医療機関・薬局等における令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の交付を受ける場合は、本事業の対象となりません。

- ・病院又は診療所である通所リハビリテーション事業所
- ・介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所である短期入所療養介護事業所
- ・訪問看護事業所
- ・病院又は診療所である訪問リハビリテーション事業所
- ・居宅療養管理指導事業所
- ・介護療養型医療施設

### 3 対象経費

上記2の対象となる「介護サービス事業所・施設等」における令和3年（2021年）10月1日から同年12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染防止対策に要する備品の購入費用（※）

※) 「感染症対策に要する備品」については、パーテーション及びパルスオキシメーターを補助対象とする。

### 4 助成（補助金）額

県交付要項別表（※）のとおり

※) 県ホームページに掲載しています。サービス種別ごとに上限額が設定されていますので、必ず確認してください。

### 5 事業実施（受付）期間（予定）

令和4年（2022年）1月20日（木）から同年2月28日（月）まで

※1) 上記受付期間後（令和4年（2022年）3月1日以後）の申請（請求）については、原則対応できませんので、必ず受付期間内に法人単位で（法人内の各介護サービス事業所・施設等を取りまとめるうえ）所定の申請先に申請（請求）を行ってください。

なお、申請（請求）は申請先ごとに対象期間3か月分をまとめた1回限りとします。

※2) 申請先、申請方法等の詳細については、県ホームページ掲載の【申請（請求）先・申請（請求）方法等：フローチャート】を必ず参照すること。

※3) 本事業においては、令和3年（2021年）10月1日から同年12月31日までの感染症対策に要する費用（かかり増し経費：実績）について、助成（補助）するものであること、また、申請（請求）手続きの簡素化を図るため、申請（請求）に係る領収書等の証憑書類の添付及び実績報告書の提出は求めないこととして取り扱います。

ただし、各介護サービス事業所・施設等において、申請（請求）に係る領収書等の証憑書類は、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておく必要があることに留意すること（県から求めがあった場合は、速やかに提出する必要があります）。